

下呂市コンベンション助成金制度 申請要件

- ①コンベンション助成金制度の「交付申請書」は各種コンベンション開催の 1 ヶ月前が提出期限となります。
- ② コンベンション助成金制度の「実績報告書」はコンベンション終了後 1 ヶ月以内を提出期限とします。
 - ・ 諸事情で提出が遅れそうな場合は事前に許可を得ている場合のみ期日を延期することが出来ます。(最大 2 ヶ月)
 - ・ 但し、年度の最終支払日が 3 月 31 日となるため 3 月の実績報告書に関しては 3 月 30 日 午後 5 時 15 分までに最終提出期限とする。
最終提出期限に提出出来なかった場合は申請を取り消しとし、助成金のお支払いは出来ません。
- ③ コンベンション助成金制度の助成金額は、「交付申請書」の申込人数(宿泊者換算)を上限とします。
 - ・ 「実績報告書」で事前申し込みより人数が増えた場合も、「交付申請書」の助成金額を超えての支給はできません。
- ④コンベンション助成金制度は予算上限に到達し次第、受付締切となります。
- ⑤予算上限に達した後の申請であっても、キャンセル待ちで申請を受け付ける事が出来ません。
但し、キャンセルが発生しなかった場合は自動的に申請取消となります。
- ⑥その他要件については、コンベンション助成金制度支給要項に準拠するものとします